

審決

訂正 2016-390165

東京都港区南青山 2 丁目 1 番 1 号
請求人 本田技研工業 株式会社

東京都渋谷区代々木 2 丁目 1 番 1 号 新宿マインズタワー 16 階 桐朋国際特許
法律事務所
代理人弁理士 千葉 剛宏

東京都渋谷区代々木 2 丁目 1 番 1 号 新宿マインズタワー 16 階 桐朋国際特許
法律事務所
代理人弁理士 千馬 隆之

特許第 3904214 号に関する訂正審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

特許第 3904214 号の特許請求の範囲を本件審判請求書に添付された訂正特許請求の範囲のとおり訂正することを認める。

理 由

第 1 手続の経緯

本件特許第 3904214 号の請求項 1-6 に係る特許についての出願は、平成 15 年 9 月 2 日に特許出願され、平成 19 年 1 月 19 日にその特許権の設定登録がされ、その後、平成 28 年 12 月 26 日に本件審判が請求されたものである。

第 2 請求の趣旨

本件審判の請求の趣旨は、特許第 3904214 号の特許請求の範囲を本件審判請求書に添付の訂正特許請求の範囲のとおり訂正することを認める、との審決を求めるものである。

請求人が求めている訂正（以下、「本件訂正」という。）の内容は、以下のとおりである。

（訂正事項）

特許請求の範囲の請求項 6 を削除する訂正を行う。

第 3 当審の判断

1. 訂正の目的について

上記訂正事項は、訂正前の請求項 6 を削除するものであるから、特許請求の範囲の減縮を目的とするものである。

よって、本件訂正は、特許法第 126 条第 1 項ただし書第 1 号の規定に揚げる事項を目的としている。

2. 新規事項の有無、特許請求の範囲の拡張・変更について

上記訂正事項は、請求項の削除であるから、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてなされたものであり、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものでもない。

よって、本件訂正は、特許法第 126 条第 5 項ないし第 6 項の規定に適合する。

3. 独立特許要件について

本件訂正は、請求項を削除する訂正であるから、独立特許要件についての

判断を要しない。

第4 　　むすび

　　以上、本件審判の請求に係る訂正は、特許法第126条第1項ただし書第1号の規定に揚げる事項を目的とし、かつ、同条第5項ないし第6項の規定に適合する。

　　よって、結論の通り審決する。

平成29年　3月14日

審判長	特許庁審判官	島田 信一
	特許庁審判官	森林 宏和
	特許庁審判官	出口 昌哉

〔審決分類〕 P 1 4 1 . 8 5 1 - Y (B 6 0 J)

審判長	特許庁審判官	島田 信一	8611
	特許庁審判官	出口 昌哉	9031
	特許庁審判官	森林 宏和	3025